共同申請企業に関する協定書（参考例）

　〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社（以下、総称として「構成員」といい、個々の構成員を「各構成員」という。）は、共同申請企業を結成し、新鎌ケ谷駅周辺地区市有地活用に係る事業において、共同して鎌ケ谷市から新鎌ケ谷駅周辺地区の対象物件（別表１：以下、「本物件」という。）を取得し、鎌ケ谷市に提出した事業計画書の内容に基づく事業（以下「本事業」という。）を推進し、その円滑な遂行を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第１条　構成員は、共同申請企業を結成し、本事業を連帯して遂行する。

（名称）

第２条　この共同申請企業は、○○グループ（以下「当グループ」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当グループの事務所は、○○県○○市○○丁目○○番地○○株式会社に置く。

（存続期間）

第４条　当グループの存続期間は、この協定を締結した日から本事業が完了するまでとする。

（構成員の分担）

第５条　本事業における構成員の分担は、別表２のとおりとする。

（運営委員会）

第６条　この協定の目的を達するため、各構成員の代表者からなる意思決定機関として、運営委員会を設ける。

（代表法人）

第７条　当グループの代表法人は、○○株式会社（以下「甲」という。）

（代表企業への委任）

第８条　甲は、運営委員会の指示により、次に掲げる各号の事務を行い、その結果を各構成員に対し、定期的に報告するものとする。

（１）本物件の取得に必要な書類の取りまとめと鎌ケ谷市への提出

（２）本事業に係る鎌ケ谷市及び関係監督官庁等との折衝

（３）鎌ケ谷市及び関係監督官庁等からの通知の各構成員への伝達

（４）鎌ケ谷市及び関係監督官庁等からの照会に対する回答のとりまとめと回答等

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担事業の進捗を図り、ほかの構成員に係る本事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１０条　各構成員は、この協定書に基づく権利義務を譲渡することはできない。

（共通費用の分担）

第１１条　本事業施工中に発生した共通の経費等については、必要の都度運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員相互間の責任の分担）

第１２条　各構成員がその分担事業に関し、鎌ケ谷市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　各構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき、関係構成員が協議するものとする。

３　前項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定によるものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第９条に規定する他の構成員に係る本事業の履行に関する連帯責任を免れるものではない。

（構成員の脱退に関する措置）

第１３条　各構成員は、当グループを脱退できない。

（構成員の破産又は解散に対する措置）

第１４条　構成員のうちいずれかが本事業途中において、破産又は解散した場合においては、残存構成員が本事業を完了する。

２　前項の場合においては、第１２条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第１５条　当グループが解散した後においても、本事業につき契約の不適合があった場合は、各構成員は協同連帯してその責めに任ずるものとする。

（補足）

第１６条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関する疑義については、運営委員会に置いて定めるものとする。

この協定の締結を証すために、本書〇通を作成し、各構成員記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

各構成員

所在地

企業名

代表者職・氏名　　　　　　　　　㊞

各構成員

所在地

企業名

代表者職・氏名　　　　　　　　　㊞

各構成員

所在地

企業名

代表者職・氏名　　　　　　　　　㊞

別表１

物件目録

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 面積 |
|  | ㎡ |
|  | ㎡ |
|  | ㎡ |
| 計 | ㎡ |

別表２

各構成員の事業分担内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業名等 | | 事務分担内容 |
| 代表企業 | 企業名 |  |
| 構成員 | 企業名 |  |
| 企業名 |  |